日本溶接協会規格 WES9009-4「溶接,熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」改正原案 に対するパブリックコメント(意見公募)募集の結果について

一般社団法人日本溶接協会 安全衛生・環境委員会 委員長 名古屋 俊士 < 公印省略 >

(一社) 日本溶接協会では、この度、標記WES規格案に対して、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。 意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、原案作成委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

- 1. 意見募集の結果:意見提出数 95件
- 2. 対応結果:以下の通り

以上

問合せ先:

- ・FAX の 場 合 FAX 番号: 03 (5823) 5244 (一社) 日本溶接協会 規格委員会 事務局
- ・郵 送 の 場 合 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 4-20

(一社) 日本溶接協会 規格委員会 事務局

・電子メールの場合 e-mail: <u>it-center@jwes.or.jp</u>

(一社) 日本溶接協会 規格委員会 事務局

なお、電話による御問合せには対応しかねますのであらかじめご了承願います。

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答

最近、WES9020大出力レーザ溶接及び切断の安全基準(解)(14.1.1) ┃原文のまま が制定されている。目次を見る限り、「感電」が取り扱われていな この WES は溶接機の感電に 一方、この規格 WES9009-4 では、レーザ溶接が適用範囲に入っ| 関する規定を取り扱ってお ている。しかし、レーザ溶接においては、「設置」の基準を定めて↓り、整合性は保たれている。 いるに過ぎない。それでも、取り扱われていることは、取り扱われ ている。 この場合、この両者の棲み分けはどうするのか。感電に関しては 意識の有無は別にして、曲りなりに棲み分けができているが、 WES9009-3 溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生 第3 部:有害光(解)では、WES9020 と、もろに衝突することが予想され る。 この規格のどこかで触れることになると思われるが、レーザに関 しては、基発第 0325002 号 平成 17 年 3 月 25 日「レーザー光線 による障害の防止対策について」という通達があり、この中に、(2) レーザー機器の高電圧部分には、その旨を表示するとともに、当該 部分に接触するとによる感電の危険を防止するための措置を講じる ことというのがある。現状では、WES9020 及び WES9009-4 の早 い者勝ちである。 このような状態になると、2007 年に導入された WES9009 のパ ート制が崩壊せざるを得ないのではないか。 WES9020 の流れを汲み、アーク溶接の安全基準、抵抗溶接の安 全基準という新しい WES を作ってはどうか。この規格 WES9009 -4 では、動作環境がアーク溶接機、抵抗溶接機及びレーザ溶接機

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
			の環境温度が示されているが、単に、数字が記されているだけで、 これら3者の比較には全く意味がない。	
2	目次	用語は統一すべし。	5.2、5.3 及び 5.4「溶接機等」→「溶接機」 規格本体では、すべて、「溶接機」となっている。	拝受 等を削除
3		規格内容を見ると、これらの装置を含めても、何ら、問題が無いように思える。含めて、何が問題なのか。	規格の対象外となっている。	原文のまま この WES は手動溶接を対象 としており、整合性は取れて いる。
4	2.	1) 2 引用法規及び規格においては、"これらの引用法規及び規格は、その最新版を適用する。"とある。 2) JISC9305 昔は、通則であった。 3) 5.6.3 定期点検において、この指針の引用がみられる。5.6.3 で内容を検討する。	JIS に関しては、最新版管理適用の意思表示をするために制定年度を表示していない。法例だけ、制定年度を示す番号を付けるのはおかしい。 2)JISC9305	

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

	頁・箇条・項・図表番号	意見	アメンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス ア	回答
	_			
		4) 法律は、国民すべてが順	の指針公示第 18 号、が抜けている。	JISC9305 を修正。
		守すべきものである。したがっ	4) 解説 4.1 において、	
		て、JISには、法律は引用され	"この規格群では,その性格上法規に定められた事項を引用す	
		ていないのである。引用されて	る必要があるため,JIS では例が見られないが、ここに記載す	本文で引用していない
		いなくとも適用されるからで	ることとし、引用法規を先に挙げ、その後に引用規格を記す形	
		ある。	とした"	
			とある。	
			このような文章を記す必要はない。	この WES を理解するのに必
				要である。
5	3. 1	"なお、特に区別する必要がな	日本語が通じない。	原文のまま
		い場合にはプラズマ切断		
		電源並びにこれに必要な		アークによるガウジング方法
		装置を含む ⁵⁾ 。"		もある。
		"注 5) ガウジング電		
		源並びにガウジング作業に必		
		要な装置を含む。"		
		とある。		
		この注5)の内容がはっ		
		きりしない。"プラズマ切		
		断電源並びにこれに必要		
		な装置を含む"に5)がつ		
		いているので、プラズマガ		
		ウジングが該当する。一		
		方、JIS C 9300-1 附属書 1		
		(規定)に、タイプJの溶接		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
		•		
		電源が示されている。そこ		
		では、		
		交流アーク溶接電源、垂		
		下特性形整流器式直流		
		アーク溶接電源、定電圧		
		特性形溶極式ガスシー		
		ルドアーク溶接機、垂下		
		特性形エンジン駆動式		
		直流アーク溶接電源、サ		
		ブマージアーク溶接電		
		源、プラズマ切断電源、		
		プラズマガウジング電		
		源		
		が記されている。		
		したがって、注5)で断		
		らなくても、プラズマ		
		ガウジングは対象と		
		なる。		
		一方、アーク溶接に、エ		
		アアークガウジングを含		
		めるとするならば、"アー		
		ク溶接に適した出力特性		
		をもち、電流と電圧とを供		
		給する JIS C 9300-1 に規		
		定された溶接電源並びに		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
	_			
		溶接に必要な装置。5)"で		
		ある。		
		これは、意味が通じる。		
6	3.6		何故、名前がコロコロ変わるのか。	一部拝受
			構造規格では、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	
			JIS C 9311 では、交流アーク溶接電 源 用自動電撃防止装置	JISC9311 と構造規格の名称
			JIS C 9300-1 では、電撃防止装置(14203)	が異なるので、両方を満足す
			このWESでは、どの名称を使用するのか。	るように「交流アーク溶接用
				電撃防止装置」を定義する。
7	3.6		1) この WES は、3. 用語の定義において、	同上
			"この規格で用いる主な用語及び定義は,JIS Z 3001 によるほ	
			か,次による。"	
			としているので、電撃防止装置とすべきである。明らかに、二	
			重定義である。	
			2	
		Addition and the second		
8	3.6		JISZ3001 とは異なる。二重定義である。 JISZ3001 に合わせるべき	原文のまま
		ク溶接で溶接棒を保持して電	である。	
		流を通じる手溶接用の		この規格を理解するのに必要
		器具。ホルダともいう(JIS		で、他の規格と異なるものを
		C9300-11 参照)。		定義した。

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
9	3.7	この流れから行くと、被覆ア	定義する必要があるのか。	原文のまま
		ーク溶接機*、サブマージアー		
		ク溶接機、セルフシールドア		手動溶接機と半自動溶接機で
		ーク溶接機、エレクトロガス		は安全規定が異なるために、
		アーク溶接機、アークスタッ		半自動溶接機を規定した。
		ド溶接機も用語の定義が必要		
		となるのではないか。		この WES を理解するのに必
		* 俗にいう "交流アーク溶		要で、他の規格と異なるもの
		接機"である。"交流アーク"		を定義した。
		という用語に関しては、後に 議論することになるので、『溶		
		接・接合技術総論』において		
		使用されている"被覆アーク		
		溶接"に"機"をつけて使用		
		した。		
		この内、JIS C 9300-1		
		の附属書1(規定)が規定する		
		溶接電源が対応できる溶接機		
		と対応できない溶接機がある		
		と想像する(アークスタッド		
		溶接機は、JIS C 9300-1 の附		
		属書1では、対応できない溶		
		接機と思われる。専門家でな		
		いので、溶接電源と溶接機の		
		対応が付けられない。専門家		
		が検討して、対応付けをして		

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
	1			
		欲しい。)。		
		この場合、JIS C 9300-1		
		の附属書1が規定する溶接電		
		源では対応できない溶接機		
		は、この WES の対象外とする		
		のか。まずは、 JIS C 9300-1		
		の附属書1が規定する溶接電		
		源を用いた溶接機は、すべて、		
		この WES の対象になってい		
		るのを確認する必要がある。		
		また、アーク溶接以外		
		の溶接、例えば、アプセット		
		溶接機、フラッシュ溶接機、		
		高周波抵抗溶接機、電子ビー		
		ム溶接機、エレクトロスラグ		
		溶接機等はどうするのか。		
		更には、適用範囲の注		
		記に"3)この規格における		
		関連作業とは、エアアークガ		
		ウジングをいう。"という文		
		言がある。エアアークガウジ		
		ング機はどうするのか。		
		とある。		
		これらの溶接法も感電		
		の危険がある。アプセット溶接		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	ア 大寒におりる女主衛主先も前・电学及い同周級ノイス」に記 提案(修正案)	回答
	_			
		機、フラッシュ溶接機、高周波		
		抵抗溶接機等は抵抗溶接機に		
		含めるのか。含めるならば、3.7		
		ミグ・マグ溶接機含めるなら		
		ば、3.7 ミグ・マグ溶接機、		
		3.8 ティグ溶接機と同様、用		
		語の定義が必要となる。		
10	3.9	レーザ発振の励起源として、使	レーザ発振、プラズマ溶接/切断の場合も追加すべきである。	原文のまま
		用される場合があるのでは		
		ないか。その他、高周波抵抗		この WES では心臓ペースメ
		溶接の高周波発生装置は入		ーカなどのインプラント機器
		らないのか。		に与える電気雑音について、
		この WES では、高周波ノ		取り扱うため。
		イズに着眼した規格化が行		
		われているが、高周波発生の		
		為の高電圧の生成は、この		
		WES の対象とはならないの		
		カゝ。		
		基発第 0325002 号 平成		
		17年 3月25日というのが		
		ある。タイトルは、「レーザ		
		ー光線による障害の防止対		
		策について」である。		
		この中に、(2)レーザー		
		機器の高電圧部分には、その		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
		•		
		旨を表示するとともに、当該		
		部分に接触するとによる感		
		電の危険を防止するための		
		措置を講じることというの		
		がある。		
		当然感電対策である。ま		
		た、レーザのクラスに関係な		
		く対象となっている。レーザ		
		関連の感電対策の記事が少		
		ないので、貴重な記事になる		
		のではないか。		
		現状では、 WES9020 及び		
		WES9009-4 の早い者勝ち		
		である		
		また、ここに記されて装		
		置と同じ機能を持つ装置とし		
		て、高周波を用いない直流高		
		電圧重畳型のアーク発生の場		
		合の高電圧は感電の対象とな		
		らないのか。更に、前掲の溶		
		接機の分類では漏れたが、コ		
		ンデンサ放電式の溶接機の感		
		電対策は不要なのか。		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答			
	2.10						
11	3.10	JIS Z 3001 に用語の定義があ	JIS Z 3001 の定義を採用すべきである。	原文のまま			
		る。二重定義になる。					
				この WES を理解するのに必			
				要で、他の規格と異なるもの			
				を定義した。			
12	3.11	文中の「電気工事士法」は引	引用法令が整合していない。	原文のまま			
		用規格にない。内容の整合性					
		は別として、引用規格にある		電気工事士法は資格を規定し			
		のは、「電気工事士法施行規		ている。			
		則」である。					
13	3.12	認定基準示されていない規格	1) ここで、電気に関する有資格者として、安全衛生特別教育規程	原文のまま			
		はあり得ない。	第6条により教育を受けた者と電気工事士を挙げているが、主				
			管官庁が異なるので、使い分けが必要になる場合が出てくるの	電気工事士法は資格を規定し			
			ではないか。	ている。			
			電気工事士 電気工事士法 経済				
			産業省				
			安全衛生特別教育規程 労働安全衛生法 労働				
			省				
			専門家の検討を望む。				
			2) 事業所において認定されている者を含む				
			これでは、事業所が何の根拠もなく認定してもよいことにな				
			る。				

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
14	3.13	認定基準示されていない規格	誰がどのような基準で判断するのか。	原文のまま
		はあり得ない。		
				専門家(有資格者、熟練者)は事
				業者あるいは認証機関により
				認証される。
15	3.14	教育カリキュラムが整備され	誰が教育するのか。教育内容は誰が決めるのか。	原文のまま
		ているのか。		
				事業者あるいは認証機関によ
				り認証される。
16	3.15	● JISC9311 では、	(1)この場合、誰がその電圧値を定めるのか。	原文のまま
		3.9 安全電圧	(2)安全電圧も二重定義、三重定義である。	
		溶接電源の主回路が形成		この WES を理解するための
		されない状態で、溶接棒と		用語の定義であり、作業状況
		母材の間との間に発生する		により一意に決まらない電圧
		電撃の危険が少ない低い電		である。
		压 。		
		● 交流アーク溶接機		
		用自動電撃防止装置構造規		
		格(改正 最終 平成二三・		
		三・二五 厚生労働省告示		
		第七四号)では、安全電圧を		
		次のように定めている。		
		(構造)		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
				1
		第五条 装置の構造は、次		
		の各号に定めるところに適		
		合するものでなければなら		
		ない。		
		一 労働者が安全		
		電圧(装置を作動させ、交流		
		アーク溶接機のアークの発		
		生を停止させ、装置の主接		
		点が開路された場合におけ		
		る溶接棒と被溶接物との間		
		の電圧をいう。以下同じ。)		
		以下、省略。		
		● 交流アーク溶接機用		
		自動電撃防止装置の接続及		
		び使用の安全基準に関する		
		技術上の指針(平 23.6.1		
		技術上の指針公示第 18 号)		
		では、		
		(4) 安全電圧 溶接機のア		
		ークの発生を停止させ、電防装		
		置の主接点が開路された場合		
		に溶接棒と被溶接物との間に		
		生ずる電圧をいう。		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
17	3.16,3.17,3.18	理由は、意見の中に併記した。	言葉の意味としては分かる。この WES は安全確保のための作業指針	原文のまま
			である。したがって、実際に事故が生じたとき、あるいは生じる前	
			に測定できるのか。この数値を用いて、安全対策が可能なのか。単	この WES を理解するために
			なる技術解説ならば、解説で記せばよい。	必要な用語である。
18	4.	この項の内容は、規格ではな	解説に移すべき	原文のまま
		い。「ねばならない。」あるい		
		は「すべきである」という項目		この WES を理解するために
		がどこにもない。		必要な用語である。
19	5.2	1)レーザ溶接機	(1)レーザ溶接機の根拠はどこにあるのか。	原文のまま
		JISC6802 は、レーザ溶	JISC6802: 2014 レーザ製品の安全基準は、具体的に、こ	
		接機の使用環境に関する具体	の WES に対して、引用規格となり得るのか。この JIS のどの部分	一般的な作業条件を想定した
		的な規定が見られない。	を引用したのか。	ときの周囲温度を想定してお
		JISC6802 の規定は、下記のと	(2) 保管時は決めなくてもよいのか。	り、製造御者の推奨値である。
		おり。	ここに、動作時の環境条件が規定されている。動作時と規定され	
		4.13 環境条件	れば保管時も気になる。5.4 溶接機の取扱の J)に、	この WES は溶接作業時のみ
		レーザ製品は,製品の	j) 溶接機を使用していないときは、溶接機及び配電箱の電源を切	を対象としていている。
		意図した用途に適合する全	る。不必要な機器及び故障した機器は溶接機に接続しないこと。	
		ての予期される運転条件の	したがって、保管時の環境条件も必要となるのではないか。	
		下において,この規格に規	他の JIS は見ていないが、JISC9300-1 には、	
		定する安全性に対する要求	運搬、保管時 <u>及びその後</u> : -20 ~+55℃(JISC9300-1 4.	
		事項に合致しなければなら	環境条件 a))	
		ない。	というのがある。	
		考慮しなければなら		
		ない事項には, 次を含む。		

頁・箇条・項・図表番号	意見	プ関連作業における女生衛生男4部:電撃及び高周波ノイス」に奇 提案(修正案)	回答
	- 気候的な諸条件		
	(例えば,温度,相対湿度)		
	-振動及び衝撃		
	製品安全規格の中に		
	条項がない場合は, IEC1010-1		
	の関連項目を参照する。		
	注記 EMS(電磁感受		
	性) に関する要求事項は, 検討		
	中である。		
	すなわち、共通的な環境		
	条件の規定はない。		
	JISC6802 が要求する性能		
	を満足する温度が動作時		
	の周囲温度となる。		
	2) アーク溶接電源		
	引用規格の項で、"次		
	に掲げる法規及び規格		
	は,この規格に引用され		
	ることによって, この規		
	格の規定の一部を構成		
	する。これらの引用法規		
	及び規格は,その最新版		
	を適用する。"の文言が		
	ある。		
	したがって、 JISC9300-1		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
		もこの WES の一部である。		
		そうすると、アーク溶接電源		
		だけ、保管中の温度が規定さ		
		れ、その他の溶接機には規定		
		されないことになる。規格の		
		整合性から考えると、不合理		
		である。		
		ただし、 JISC9300-1 の規定		
		において、"その後"の意味		
		は不明である。		
20	2)	1) JISC9305:2011 抵抗溶	1) 抵抗溶接における相対湿度の記載が JIS と異なる。	一部 拝受
		接機とは表現が異なる。		
		JISC9305 は、		JISC9305 に合わせる。
		6.3 40℃で 50%以下。20℃で90%以下		
		結露による悪影響が生じ	2) レーザ溶接機の根拠はどこにあるのか。	原文のまま
		ないように、溶接機は、適		
		切な設計、又は対策(例えば、		一般的な作業条件を想定した
		<u>ヒータの組込、空調、水抜</u> き穴)を施さなければならな		ときの周囲温度を想定してお
		<u> </u>		り、製造御者の推奨値である
		 規格を引用するという		
		ことは意訳することではない。		
		2) レーザ溶接機は、前		
		出の動作時の温度と同じ。根		
		拠が見つからない。		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
21	2)	意見内容に記載。	何故、抵抗溶接機だけ環境条件があるのか。また、既に、動作時の 周囲温度、動作時の相対湿度条件の中で、抵抗溶接機の規定は記さ れている。	原文のまま 抵抗溶接機は室内でのみ使用 し、帯電部に直接接触するた めである。
22	b)	地耐力 地盤がどの程度の荷重に耐 えられるか、また、地盤の沈下 に対して抵抗力がどのくらず るかを示す指標。前者の荷が あるかを示す指標。前者のが応 持力。専門的には長期許容応力 度という。沈下抑制を含む場合 には地盤の上にたつ建物のの は地盤の上にたつ建物のの は地盤の上になが必要と 類や形状、地下水位、地中のくる ため、総合的な判断が必要となる。建物を建築する場合、地 る。建物を建築する場合、地 力にとが建築基準法で義務 けられている。		原文のまま 建物の構造に依存時、製造業 者の指定によるが、コンクリートの厚さを一意に決められ ないので、注意事項について 記載した。
23	注 6)	取扱説明書に屋内作業用と記	文章が重複している。	原文のまま
		されておれば、それ以上に、		
		"注 6) 屋内作業用溶接機は		屋内用の溶接機を屋外で使用

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
		屋内に設置する。"と注釈を		しないことを明確化するた
		つける必要はない。それが、		め。
		d) 取扱説明書に従った場所と		
		いう規定である。		
		それとも、屋内作業用溶接		
		機が、取扱説明書に屋内作業		
		用と記されていない、とでも		
		いうことか。		
		JISC9300-1 には、17.取扱		
		説明及び注意書きの項に		
		おいて、		
		17.1 取扱説明 溶		
		接電源は、(適用可能なもの		
		につき)次を含む取扱説明及		
		び注意書きが付いていなけ		
		ればならない。		
		の規定があり。その中		
		に、		
		e)溶接電源に関す		
		る正しい使用法(例えば、冷		
		却装置、 設置場所 、制御装置、		
		計器、燃料の種類など)		
		というのがある。		
		この中に、設置場所の		
		項があるが、この中身は何を		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No 頁・箇条・項・図表番号 意見 提案(修正案) 回答
--

		考えているのか。		
24	5.3	安衛則第 329 条は、電気機械	引用規格が間違っている。	原文のまま
		器具の囲いに関する規定であ		
		る。一方、この項は"電気工		意見者の解釈の誤りで、電源
		事士が、法規に従って接地工		の筐体が囲いに相当する。
		事を行わなければならない。"		
		とあるように、接地に関する		
		項である。したがって、安衛		
		則第 329 条の引用は、本来の		
		主旨とは異なる。		
		(電気機械器具の囲い		
		等)		
		第三百二十九条 事		
		業者は、電気機械器具の充電		
		部分(電熱器の発熱体の部		
		分、抵抗溶接機の電極の部分		
		等電気機械器具の使用の目		
		的により露出することがや		
		むを得ない充電部分を除		
		く。)で、労働者が作業中又		
		は通行の際に、接触(導電体		
		を介する接触を含む。以下この音によいて見ば、ハース		
		の章において同じ。)し、又		
		は接近することにより感電		
		の危険を生ずるおそれのあ		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
		るものについては、感電を防		
		止するための囲い又は絶縁		
		覆いを設けなければならな		
		い。ただし、配電盤室、変電		
		室等区画された場所で、事業		
		者が第三十六条第四号の業		
		務に就いている者(以下「電		
		気取扱者」という。)以外の		
		者の立入りを禁止したとこ		
		ろに設置し、又は電柱上、塔		
		上等隔離された場所で、電気		
		取扱者以外の者が接近する		
		おそれのないところに設置		
		する電気機械器具について		
		は、この限りでない。		
25	b)	安全衛生特別教育規程 第 6		原文のまま
		条	引用規格に整合が見られない。	
		今回、引用規格への引用が抜け		一つの資格ですべてできるこ
		ていると指摘した、「交流アー		とを示しているのでなく、該
		ク溶接機用自動電撃防止装置		当する事項についてのみ参照
		の接続及び使用の安全基準に		している。
		関する技術上の指針について		
		(以下、この項において、技術		
		指針と記す。)」平成 23 年 6		
		月 1 日技術上の指針公示第 18		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
		号とにおいて、規定の整合性が		
		見られない、ということであ		
		る。		
		技術指針の電防装置の		
		接続の項は、次頁のように規定		
		している。		
		この場合、第 36 条第 4		
		号の業務に係る特別教育は、安		
		全衛生特別教育規程の中では、		
		第 5 条(電気取扱業務に係る特		
		別教育)及び第6条(低圧の充電		
		電路の敷設等の業務に係る特		
		別教育)の規程となる。		
		電撃防止装置の設置に関		
		しては、第5条及び第6条の		
		規程の特別教育の受講修了者、		
		溶接機は第 6 条の規程特別教		
		育の受講修了者となる。おかし		
		くはないか。		
26	b)	意見内容に記載。	第2条は、以下のとおりである。非常に難解である。素人判断を下	原文のまま
			記に行った。	
			(軽微な作業)	第2条の
			第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がな	ル 接地線(電気さくを使用
			いと認められる作業であって、経済産業省令で定めるものは、次の	するためのものを除く。

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
			とおりとする。	以下この条において同じ。)
			一 次に掲げる作業以外の作業	を自家用電気工作物に取り付
			イー省略。	け、接地線相互若しくは接地
			中略。	線と接地極(電気さくを使用
			ル 接地線(電気さくを使用するためのものを除く。以下こ	するためのものを除く。以下
			の条において同じ。)を自家用電気工作物(自家用電気工作物のうち	この条において同じ。)とを
			最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機	接続し、又は接地極を地面に
			器であって電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。)に取り付	埋設する作業であり 接地作
			け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極	業は電気工事士が行う。
			(電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。)	
			とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業	
			ヲ省略。	
			二省略。	
			2 以下、省略。	
			ここに示されている法第三条第一項とは、	
			(電気工事士等)	
			第三条 第一種電気工事士免状の交付を受けている者(以下	
			「第一種電気工事士」という。)でなければ、自家用電気工作物に係	
			る電気工事(第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同	
			じ。)の作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作	
			業であって、経済産業省令で定めるものを除く。)に従事してはなら	
			ない。	
			となっている。	
			したがって、電気工事士法施行規則第2条は、第一種電気工事	
			士免状の交付を受けている者でなくとも、電気工事ができる作業が	

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
No	貝・固余・垻・凶衣番号	息兒	記されていることになる。ところが、電気工事士法施行規則は、電気工事士が行う業務を、規則で規定する以外の業務と定めている。電気工事士法施行規則においては、第二条において、接地の業務が、ル)に定められている。ここでは、"電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。"とある。すなわち、"電圧六百ボルト以上で使用するもの。"が対象となる。しかし、第二条は、ここで示されている以外のものが電気工事士法施行規則となる。すなわち、"電圧六百ボルト以下で使用するもの。"は、第一種電気工事士免状の交付を受けている者でなくとも、電気工事ができる作業が記されていることになる。例外はあるかもしれないが、溶接機の電源の大半は、"電圧六百ボルト以下で使用するもの。"ではないか。そうす	凹谷
27	b)	意見内容に記載。	れば、溶接機の接地工事は、この電気工事士法施行規則第2条の対象外となるのではないか。 この条は、 【低圧配線と弱電流電線等又は管との接近又は交差】(省令第62条) 第167条 がいし引き工事により施設する低圧配線が、弱電流電線等又は水管、ガス管若しくはこれらに類するもの(以下この条において「水管等」という。)と接近又は交差する場合は、次の各号のいずれかによること。	原文のまま この WES の対象外である。

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
			理解されないであろう。	
28	b)	意見内容に記載	"抵抗溶接機の場合は、母材を接地する必要はない。" この表現では、レーザ溶接機の場合の母材は、接地する必要になる が、接地しなければならないのか	原文のまま 5.3 C)でレーザ溶接機の接地工事について規定し、A 種接地は製造業者の推奨である。
29	c)	意見内容に記載	(1)レーザ溶接機の接地の根拠はどこにあるのか。WES として新規に定めるのか。 (2)解説の 4.4.2 溶接機等の設置方法(本体の 5.3)においては、C種、D種の絶縁しか解説されていない。A種を解説で説明する必要がないのか。 (3)何故、レーザ溶接機の接地に対してのみ、接地ケーブルのサイズを指定しているのか。ケース接地は、すべての溶接機に必須のものと考えている。このときの接地の種類及びケーブルサイズをどこかで規定しておく必要ないか。	電気機器の一種であるので接 地が必要、アーク及び抵抗溶 接装置は入力定格により接地 線の太さが異なるために決め
30	d)	意見内容に記載	配電箱とは何か。配電箱という言葉は一般的なのか。配電盤、分電盤の区別であれば、理解できる。配電盤は、変電所において、電力を用途別に配電する盤、分電盤は、配電盤により供給された電力を個々の電力機器に供給する盤、すなわち、今回の配電箱に該当すると考えているが間違っているか。	配電盤などを包括した一般用

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
31	e)	意見内容に記載	安衛則第 333 条は、移動式若しくは可搬式の電動機械器具に適用される規定であると理解している。したがって、この規定を溶接機にまで適用を広げるならば、日本溶接協会の団体規格、すなわち、WESとなる。そのようにしたいならば、(安衛則第 333 条)は省くべき。	
32	f)	意見内容に記載。	労働安全衛生規則には配線に関して、次の規定がある。これらは WESで取り上げないのか。 (配線等の絶縁被覆) 第三百三十六条 事業者は、労働者が作業中又は通行の際に接触し、又は接触するおそれのある配線で、絶縁被覆を有するもの(第三十六条第四号の業務において電気取扱者のみが接触し、又は接触するおそれがあるものを除く。)又は移動電線については、絶縁被覆が損傷し、又は老化していることにより、感電の危険が生ずることを防止する措置を講じなければならない。 (移動電線等の被覆又は外装) 第三百三十七条 事業者は、水その他導電性の高い液体によって湿潤している場所において使用する移動電線又はこれに附属する接続器具で、労働者が作業中又は通行の際に接触するおそれのあるものについては、当該移動電線又は接続器具の被覆又は外装が当該導電性の高い液体に対して絶縁効力を有するものでなければ、使用してはならない。 (仮設の配線等) 第三百三十八条 事業者は、仮設の配線又は移動電線を通路面において使用してはならない。ただし、当該配線又は移動電線の上を車両その他の物が通過すること等による絶縁被覆の損傷のおそれのない状態で使用するときは、この限りでない。	配線については他 JIS や電気 設備基準などがあり、詳細に なると複雑になるので、一般

No	頁・箇条・項・図表番号	音見	提案(修正案)	回答
110	英 固木 長 囚私田力	IS 7L	泛来 (沙亚来)	111 E

安衛則 第332条は、以下のように規定している。第648条は元請 ┃原文のまま 意見内容に記載 h) 33 けに対するもの内容が同じであるので省略する。 (交流アーク溶接機用自動電撃防止装置) 最も重要な安衛則のみを記述 第三百三十二条 事業者は、船舶の二重底若しくはピークタン した。 クの内部、ボイラーの胴若しくはドームの内部等導電体に囲 まれた場所で著しく狭あいなところ又は墜落により労働者に 危険を及ぼすおそれのある高さが二メートル以上の場所で鉄 骨等導電性の高い接地物に労働者が接触するおそれがあると ころにおいて、交流アーク溶接等(自動溶接を除く。)の作業 を行うときは、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を使用 しなければならない。 この規定において、"狭あいなところ"及び"墜落により労働 者に危険を及ぼすおそれのある高さが二メートル以の場所"に ついては、別途、通達が出ているはずである。紹介しないのか。 それとも、通達は、役所内部の業務連絡書であるから紹介する 必要が無いと考えているのか。通達は、いずれ行政指導という 形で現れるから、紹介すべきと考える。 ついでに、自動溶接について、通達が出されていることも付 記しておく。 ここで、通達とは別の問題点を指摘しておく。それは、"交 流アーク溶接"という用語である。 以前、日本溶接協会が溶接管理技術者試験の際に使用してい る教本を見たことがある。そのとき、例えば、"交流ティグ" インバータ式の交流 TIG 溶接 という用語をみた。これは、立派な交流アークである。このよ 機の無負荷電圧は直流であ うに考えると、安衛則第332条の対象となる可能性がある。 り、危険な交流無負荷電圧は しかし、安衛則が対象とする交流アークは、可動鉄心型及び可し

動巻線型溶接機による交流アーク溶接である。

発生しない。このため厳密な

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
	_			
			昔、電気溶接部会は電撃防止装置の規格化に積極的に参加し	意味での交流溶接機とは異な
			た。その時は、交流アーク溶接は、可動鉄心型及び可動巻線型	り、混同することはない。
			溶接機しかなかった。今は、多様な交流アークが出現している。	
			昔、電撃防止装置の規格化に参加した先輩たちの成果を引き継	
			ぎ、継続させるためには、安衛則 第 332 条の"交流アーク溶	
			接"という文言を、他の適切な文言に訂正するのは、日本溶接	
			協会の責任と考える。現状では、先輩たちの実績を無駄にする	
			方向にある。	
34	5.4	意見内容に記載	日本語がおかしいのではないか。	原文のまま
			前半の文章"アーク溶接作業に従事する者は、特別教育を受	
			けた者でなければならない。(安衛則 第36条)"と後半の文章"溶	字下げを行っていないので、
			接作業等や溶接機の操作において守るべき感電の防止策は次によ	独立した事項である。
			る。"とは、どのような関係にあるのか。	作業者の資格の前提条件を一
			"溶接作業等や溶接機の操作において守るべき感電の防止策は次に	般として示した。
			よる。"の中に、"アーク溶接作業に従事する者は、特別教育を受	
			けた者でなければならない。(安衛則 第36条)"が入るのであれば、	特別教育の内容に関する意見
			この前半の文章は、次の a)、b)、の一つとして、記すべきであ	は 本規格とは無関係であ
			る。	る。
			2)特別教育	
			安衛則第 36 条は、特別教育を受けるべき業務群を定めてい	
			る。この中で、どの特別教育を受けるべきかを規定しなければなら	
			ない。しかし、何も規定していない。このままでは、"アーク溶接	
			作業に従事する者は、特別教育を受けた者でなければならない。(安	
			衛則 第 36 条)" としているので、安衛則第 36 条第 3 号の業務とな	

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
			る。すなわち、	
35	a)	意見内容に記載	専門家又は教育訓練を受けた者は、誰が認定するのか。	原文のまま 事業者あるいは認証機関など が認定する。

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
36	b)	意見内容に記載	b)の文章は、以下のとおりである。	原文のまま
			溶接作業の開始前には、必ず溶接現場の安全点検、溶接機の異	
			常確認を励行しなければならない。	この WES との適用範囲が異
			この文章は、感電を含めたすべての安全を対象としている。こ	なる。
			こにいたって、この WES の限界が見えてきた。理由は簡単であ	
			る。安全の中の感電だけ取り上げて、規格化するのが安全のすべ	
			てを規格化することが困難であるからである。これをするには、	
			相互の規格が引用規格に、その名前が記されていなければならな	
			V 'ο	
			最近、WES9020 高出力レーザ溶接及び切断の安全基準	
			(解)(14.1.1)が制定されている。内容の比較は行っていないが、感	
			電を考慮していなければ、原則的には重複するはずである。	
			この矛盾を解決するには、それぞれの溶接法に関する安全作業	
			基準をまとめ、その中で、感電を取り扱うべきである。	
37	c)	 意見内容に記載	(1)この WES は、電撃防止のためのものである。わざわざ、"感	一部拝受
3'	,		電を避けるため、"という前書きは不要である。	
			(2)二次導体とは何か。溶接棒ホルダは、二次導体ではないのか。	 溶接棒ホルダも 2 次導体であ
			もし、二次導体に溶接棒ホルダが含まれるならば、e)の規定	
			・ と矛盾する。(e)が二つある。後の e))	めに「溶接中」を追記した。
			この用語を使うならば、用語の定義を行わなければならない。	
				帯電は 電荷を持たすことで
			(3)この WES は、静電気による感電も、その対象としているの	
			か。何故なら、「帯電」という言葉は、静電気に専用に用い	
			られるからである。対象としないならば、ここは「充電」と	

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
38	直・箇条・項・図表番号 d)	意見内容に記載	世来(修正案) した方が、一般概念に合致する。 4 電撃の危険性の項の 3 行目に、"大地に立っている作業者が充電部に触れた場合"という文章がある。 ケーブルの許容電流を示さなければ、容量不足の判定はできない。作業者に、ケーブルの許容電流の調査を要求していては、作業指針にならない。 これは、文章に書くほど楽ではない。使用率が関係するからである。通常の許容電流値を採用すると、ケーブルが太くなり、作業性が悪くなるからである(作業者は、通常の許容電流の値を探すのも難しい)。 許容電流を定めた公的な規格は見当たらない。メーカによるものなら多くある。WESとして規格化するのは困難かもしれない。しかし、このWESのまえがきの文言"当協会は、この規格に関する説明責任を有するが、この規格に基づいて使用又は保有したことから生じるあらゆる経済的損害、損失を含め、一切の間接的、	原文のまま 定格電流によりケーブル径は ことなるので、指針のみを記 述した。
39	e)	意見内容に記載	付随的、また結果的損失、損害についての責任は負わない。"としているので、冒険してみるのもよいかもしれない。とにかく、現状を調査する必要がある。 これも、d)と同じである。そのために、何をすべきかを定めるのが作業指針ではないのか。それが、5.3 溶接機の設置方法のf)で紹介した、安全衛生規則群ではないのか。	原文のまま同上

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
40	e)	意見内容に記載	ほぼ正しいが、安全衛生規則第 331 条を出すならば、第 331 条には、「JISC 9300-11」の文言は入っていない。 (溶接棒等のホルダー) 第三百三十一条 事業者は、アーク溶接等(自動溶接を除く。) の作業に使用する溶接棒等のホルダーについては、感電の危険を防止するため必要な絶縁効力及び耐熱性を有するものでなければ、使用してはならない。	JIC9300-11 のホルダは省令で
41	g)	意見内容に記載	帯電中→通電中 ここは、充電では、意味が別の意味に取られる恐れがあるの で、通電の方が妥当に思える。	原文のまま 無負荷時は電流が流れなく電 圧は印加されている。
42	h)	意見内容に記載	(1)マグ・ミグ溶接機 用語の定義では、ミグ・マグ溶接機。トーチの用語の定義を行うならば、コンタクトチップ、ワイヤの定義も必要である。 (2)プラズマ切断機、プラズマ溶接機 用語の定義により、プラズマ切断機はプラズマ溶接機に含まれる。 (3)注記 何故、わざわざ、注記で"溶接機の電源を切る"と記すのか。ミグ・マグ溶接機、ティグ溶接及びプラズマ溶接機は、すべて、起動ボタンを押さなければ無負荷電圧を発生させない。このことを知って、注記で示したものと推定するが、それならば、最初から、"溶接機の電源を切る"と記せばよい。	を削除する。

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答			
	カリングル (A)						
43	i)	意見内容に記載	(1)h)の後半部の記述とどこかが異なるのか。	原文のまま			
			(2)用語の定義により、プラズマ切断機はプラズマ溶接機に含ま				
			れる。	c)は意図的であり、h)は不用意			
				な接触についてである。			
				同上			
44	I)	意見内容に記載	先に、 7 溶接機の設置方法で紹介した、安全衛生規則第三百二	原文のまま			
			十九条は適用されないのか。囲いをしなければならないのは、故				
			障又は修理中の機器だけではない。	故障中の機器に対してどのよ			
				うに対応するかを示した。			
45	m)	意見内容に記載	(1)狭隘部とは、どのような場所か。	拝受			
			(2)日本語がおかしい。				
			電撃は、狭隘部に限らず、いずれの場所においても発生する	作業に依存し、規格では規定			
			はずである。だから、電撃防止の各種の対策が取られるのである。狭	できない。			
			隘部の指定は、万が一、事故が発生した場合、発見、連絡ができない	「電撃危険な」を削除する。			
			ことによるものである。				
			狭隘部などの電撃が危険な箇所では一人で溶接作業等を行わない。				
46	p)	意見内容に記載	(1)プラズマ切断機→プラズマ切断溶接機	拝受			
			(2)レーザ溶接機も冷却水を使用するのではないか。				
				レーザ溶接機を追記する。			
47	q)	意見内容に記載	製造業者の推奨するものと JISC 9305 とが異なった場合、どうする	原文のまま			
			のか。冷却水を使用して、不具合が生じた場合、JIS C 9305 は保証				
			してくれないが、製造業者は保証してくれる。	本規格の抵抗溶接機は			
				JISC9305 により出荷時の製			

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
48	r)	意見内容に記載	製造物責任法の観点から、取扱い説明書に書いていないことはしない、ということを明記すべきである。これと同時に、外付け形の電撃防止装置の取り付けに際し、コンデンサ回路が設備された溶接機に対してコンデンサ開閉接点を設ける場合の変更要領を取扱説明書に記されているのか、確認する必要がある。 JISC9300-1には、その記載は見られない。一方、JISC9311には、取扱説明書の項で、それらしき規定があるが、内容がおかしい。電撃防止装置が取り付けられる溶接電源のコンデンサの有無を指定している。 ただし、このような作業を行っても、コンデンサ回路が内蔵されているか、されていないかの確認のための溶接電源のカバーの取り外し作業を行わなければならない。コンデンサ回路が内蔵の有無を示す外部から判断できる手段及びその方法も取扱説明書に記す必要がある。	
49	その他	意見内容に記載	レーザー光線による障害防止対策要綱(基発第 0325002 号 平成 17 年 3月 25 日というのがある。この中に、 3 作業管理・健康管理等(4) 点検・整備 ロー定期間以内ごとに、レーザー機器について専門的知識を有する者に、次の項目を中心にレーザー機器を点検させ、必要な整備を行わせること。	この WES は最低限の安全に 関する事項について記述し

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
	T	Τ		-
			(2) 入力電力、励起電圧・電流、絶縁、接地等の異常の	
			有無	
			がある。	
50	a)	意見内容に記載	(1)JIST8101 安全靴には、絶縁性の安全靴はない。同様に、JIST8113	原文のまま
			容接用皮手袋も同様。どのようにすればよいか。絶縁の程度は決める	
			必要はないか。	この WES は最低限の安全に
				関する事項について記述し
			(2)社内規定に逃げているが、WESは、具体的に何も手が出せな	た。
			いのか。	原文のまま
			(3)帯電部→充電部	
				電圧が印可されている部分
				を示している。
51	b)	意見内容に記載	皮手袋の下に軍手を使用することが感電対策にはならない。	原文のまま
			皮手袋の下に使用している軍手が湿ったら交換する	
			である。	この WES は最低限の安全に
				関する事項について記述した
52	d)		安全帯は感電対策ではない。感電後の墜落防止のための安全対策であ	原文のまま
			る。安全帯の使用を定めれば、安全衛生規則で定められている各種の	
			墜落防止策をすべて記さなければならなくなる。	この WES は最低限の安全に
				関する事項について記述し
				た。
53	e)	意見内容に記載	感電による火傷もあるので、別に心臓への導電の危険のあるものに	原文のまま
			限定する必要はない。	
			e)溶接等作業者は鍵、アクセサリーなど心臓への導電感電の危険の	致死性のものについてのみ記

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No 頁・箇条・項・図表番号 意見	提案(修正案)	回答
-------------------	---------	----

			あるものを溶接作業等から遠ざけて置く。	述した。
54	5.6.2		10 日常点検(本体、日常点検) 1)JIS C 9311 の交流アーク溶接機用自動電撃防止装置及び JIS C 9300-11 の溶接棒ホルダ 特に、JIS C 9311 の交流アーク溶接機用自動電撃防止装置及び JIS C 9300-11 にこだわる必要はないが、WES であることを意識しているのであれば、問題はない。その場合は、安衛則 第 352 条の	
55	5.6.2		引用はできない。 漏電遮断器は、既に、5.3 溶接機の設置方法の e)でも、検討したよう	原文のまま
			に、溶接機は、労働安全衛生規則第 333 条の対象外となる。WES で規定するならば問題はない。	漏電遮断器は安全に電気装置 を使用する上で、使用を推奨 されるものであるために規定 した。
56	表 3	意見内容に記載	安全衛生規則第 352 条で示される表は、下記のとおりである。ただし、溶接に関係するものだけを示す。 第 333 条第一項の感電防止用漏電しや断装置に関しては、議論のある所である。WES にするならば、第 352 条に準じればよい。 一方、第 337 条の移動電線及びこれに附属する接続器具の規定は WES で抜けている。	表 3 は日常点検として注意すべき事項をまとめており、安全衛生規則第 352 条は無関係

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No 頁・箇条・項・図表番号 意見 提案(修正案)	答
---	---

57			日常点検 このWESは、溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生の第4部:電撃及び高周波ノイズである。したがって、日常点検も、WESのルールから行けば、電撃及び高周波ノイズに対する対策だけになる。しかし、これは日常点検を記すうえでは、却って中身が薄くなる。 したがって、ここでは、感電対策も含め、日常点検の項目を記す、とすべきである。	
58	b)	意見内容に記載	(1)冷却扇も、ここに入るのではないか。	原文のまま 冷却扇は特に重要事項である ので、単独に記述した。
59	e)	意見内容に記載	この項目が第 337 条に該当することになる。第 337 条の引用を表示すべき	原文のまま ケーブルは溶接条件ならびに 使用電源の定格に依存するた め、一意に決めることができ ないため、最低限の注意事項 を記述した。
60	f)	意見内容に記載	この項も第337条の対象となる。ただし、「入力保護機器」とは何か。「ヒューズ」は、「入力保護機器」ではないか。	原文のまま ヒューズは電源のものだけで なく、溶接補助装置用もある ので、独立して記述した。

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
----	-------------	----	---------	----

	/ / ·	78.72		
			•	-
61	5.6.3	意見内容に記載	JIS C 9311 の交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の定期点検	原文のまま
			JIS C 9311 には、定期点検の項目はない。この意味では、また、	
			"JIS C 9311 の交流アーク溶接機用自動電撃防止装置は半年以内	指摘の当該 JIS は新製品の安
			に1回"という記述は間違いである。電撃防止装置の点検は、「交	全及び性能基準を示したので
			流アーク溶接機用自動電撃防止装置の接続及び使用の安全基準に関	あり、この WES の対象製品を
			する技術上の指針」(以下、この項において技術指針とし記す。)記	示したのである。定期点検な
			されている。すなわち、技術指針の6 定期の検査等には、次のよう	どは使用中のものであるの
			に記載されている	で、当該 JIS は無関係である。
			すなわち、半年に1回、定期検査を行えと指示している。こ	
			れが引用されていると判断する。	
			しかし、これには、もう少し続きがある。	
			すなわち、1年に1回の定期検査も規定されている。	
			しかし、溶接機については、どの規格を見ても記されていな	
			い。"製造業者が推奨する期間毎に実施しなければならない。"と	
			しているが、製造業者が推奨する期間を明らかにしていると思えな	
			V ₀	
			この技術指針の別表という文字が見られる。この別表に記さ	
			れている点検項目には、問題がある。これに関しては、改定原案付	
			属資料の問題点2に記す。	
			溶接電源の JIS である、JISC9300-1 の附属書 3(参考)JIS	
			と対応する国際規格との対比表(以下、対比表という。)というのが、	
			JISC9300-1 に添付されている。この表の 1.適用範囲の f)項に、定	
			期的保守及び修理後の試験も規定、と記している。しかし、1.対	

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
			比表の f)に関する記事は、規格本体には全く見られない。詳細に	
			調べたが,"定期保守"という文字が見られるのは、対比表のみで	
			あった。	
			但し、唯一見られたのが、 JISC9300-1 の 17.1 取扱説明の	
			J) である。	
			j) 溶接電源の部分的検査, すべての検査, 及びその他の作	
			業(例えば、清掃)の推奨する周期などの保守方法	
			ただし、 JISC 9300-1 では、	
			JISC9300-1	
			6.3.6 可動巻線及び可動鉄心	
			溶接電流を調整するために可動巻線又は可動鉄心が使	
			用されている場合、電気的及び機械的ストレスを考慮して、規定の	
			空間距離及び沿面距離が維持できる構造でなければならない。点検	
			の周期は、取扱説明書に規定する。	
			とある。	
			すなわち、可動巻線又は可動鉄心についてのみ、点検の周期	
			を定めている。但し、その他のアーク溶接機に対しては、何も規定	
			していない。然るに、前述のように、JISC9300-1 の 17.1 取扱説	
			明で、	
			j) 溶接電源の部分的検査, すべての検査, 及びその他の作業	
			(例えば,清掃)の推奨する周期などの保守方法	
			と定めている。論理があわない。	
			また、JIS C 9311 電撃防止装置においても、14.1 取扱説明書	
			の J) に、	
			j) 防止装置の保守方法	

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
			を見つけた。 ただし、技術指針で規定されている保守点検目は、記載されていない。	
62		意見内容に記載	1)交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の定期点検 何故、定期点検の最初に、交流アーク溶接機用自動電撃防止 装置がくるのか、甚だ疑問である。本筋から行くと、イ アーク溶接電源 ロ 電撃防止装置 ハ 溶接棒ホルダーニ ワイヤ送給装置 ホ トーチ ヘ 抵抗溶接装置 ト レーザ溶接装置 の順である。ただし、抵抗溶接装置、レーザ溶接装置は、どの程度 JIS 化が行われているかわからないが、判る範囲で検討してみる。	原文のまま とくに、感電事故の起きやすいものから記述しており、この WES の意図に沿ったものである。
63	2)	意見内容に記載	2)製造業者が推奨する時間とは何か。良心的な製造者書いているかもしれないが、取使説明書に記されている例は見たことがない。本当にあるのか、おそらく、コンデンサ放電の時間を考慮しているものと思われるが、今どきの溶接機で、放電抵抗のついていない溶接機があるのか。	気の専門家と相談し決めるべ

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
		I		
64	3)	意見内容に記載	すべての入力側電源	原文のまま
			"配電箱の開閉器により、すべての入力側電源を切る"と規定	
			しているが、5.3 溶接機の設置方法の d)において、	溶接のための補助装置を考え
			d) 溶接機を接続する配電箱(溶接機の入力側)には,適正な	ているためである。
			容量のヒューズ付き開閉器かブレーカを必ず溶接機1台につき,1	
			台ずつ設置しなければならない。	
			元々、配電箱には、溶接機1台しか接続されていないのに、	
			何故、すべての入力電源を切る、とするのか。	
65	4)	意見内容に記載	高電圧回路部は充電電圧が残っているか、否かをどのようにして確	原文のまま
			認するのか。	
				装置毎に異なるので、取扱い
				責任者あるいは製造業者に電
				圧の確認方法を問い合わせ
				る。
66	a)	意見内容に記載	(1) 規定値はどこに記されているのか。使用中の絶縁抵抗値を明	一部拝受
			示した取扱説明書は見たことがない。通常は、製品に添付される検	
			査成績書の中である。	ので、製造業者に問い合わせ
			(2) ここに、アーク溶接機に対し、新品と使用中の絶縁抵抗値	る。
			が示されている。これらの検討の前に、先ず何故、新品の場合の絶	
			縁抵抗値が規定されているのかという疑問が生じる。製品を転売す	
			る訳ではない。したがって、受入れ検査をして検収するという目的	
			以外、新品の絶縁抵抗値を測定しても意味がない。重要なことは、	る意味がある。
			使用中の製品の絶縁抵抗値が必要となるはずである。	
			そこで、先ず、使用中の製品の絶縁抵抗値の検討から始め	交流アーク溶接機用自動電撃

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
			る。表4に、使用中の溶接機の絶縁抵抗が示されている。しかし、	防止装置の絶縁抵抗を 2MΩ
			この表には、多くの問題点がある。① 電撃防止装置の絶縁抵抗値	に修正する。
			の表示がおかしい。	
			(i) 電撃防止装置の絶縁抵抗値の準拠法令が、労告第 143	他の電源について製造業者の
			号となっている。法令でも、見直しが行われる。したがって、最新	推奨値により決めた
			版の法令にしなければならない。	
			しかし、使用中の製品の絶縁抵抗値を定めているものではない。	
			② "その他のアーク溶接機"があって、"アーク溶接機"、その	
			ものがない。	
			③ その他のアーク溶接機の規定値の根拠がない。	
			何を基準として定めたのか。この WES のまえがきに、	
			"当協会は、この規格に関する説明責任を有するが、この規格に基	
			づいて使用又は保有したことから生じるあらゆる経済的損害、損失	
			を含め、一切の間接的、付随的、また結果的損失、損害についての	
			責任は負わない。"	
			とある。	
			したがって、 $1\mathrm{M}\Omega$ を規定することによる損失責任は負わなくて	
			もよいが、説明責任は存在するので、説明できなければならない。	
			これに対して、準拠法令なしでは説明できないことになる。これは	
			問題となる。	
67	6	意見内容に記載	12 高周波ノイズによる障害防止対策 (本体、6 高周波ノイズによ	原文のまま
			る障害防止対策)	
			1)この項も、5.6.2 日常点検と同じである。感電対策のみでは、恰	心臓ペースメーカなどのイン
			好が付かない。したがって、5.6.2と同じ手法を採用することを勧め	プラントの動作に、高周波ノ
			る。	イズが影響を与えるので、こ

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
	T	I		
			2)g)	れについて記述した。
			高周波発生装置の用語の定義の項で指摘したように、高周波	
			発生装置はレーザ溶接機の中で炭酸ガスレーザにも用いられてい	
			る。	
68	7	意見内容に記載	感電に対する対処(本体、7 感電に対する対処)	原文のまま
			1)7.1 一般	
			(1)a)	感電事故が起きた時の一般的
			1 既に、4. で指摘したように、規格本体に書くべき内容は、	な最低限の注意事項について
			「であるべきである。」、「すべきである。」又は「	記述した。
			してはならない。」である。	
			ここに記されている内容を操作手順として書くのなら	
			ば、ここに書いてよい。単なる説明であれば、解説に移すべきであ	
			る。	
			(2)自動体外式除細動器(AED)	
			自動体外式除細動器(AED)を使えるようにするには、先ず	
			は、自動体外式除細動器(AED)の設置を定めなければならない。こ	
			の WES は作業指針である。	
69	7.2	意見内容に記載	2)7.2 救急用具と救助手順	原文のまま
			(1)a)	
			(i)この規格は、電撃及び高周波ノイズから作業者を保護す	感電事故が起きた時の一般的
			るための指針である。何故、酸素欠乏危険場所の救急用具	な最低限の注意事項について
			と救助手順を記すのか。ここに記されている内容は、	記述した。
			WES9009-2 の内容である。	
			(ii)3分以上	
			ここに、被災者が3分以上呼吸停止の状態におかれた場合	

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
			の症状が記されているが、根拠はなにか。場違いなことを書くと、却って混乱を引き起こす。いずれにしても、この文章は、規格ではない。解説の文章である。 (2)安全衛生規則 労働安全衛生規則には、第九章に救急用具の内容というのがある。この規定は引用しないのか。また、"救急用具"という項目を設けるならば、ここで自動体外式除細動器(AED)の設置も定めなければならない。ただし、資金的に余裕のない零細業者には無理かもしれない。 (救急用具) 第六百三十三条 事業者は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。 2 事業者は、前項の救急用具及び材料を常時清潔に保たなければならない。 (救急用具の内容) 第六百三十四条 事業者は、前条第一項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。一ほう帯材料、ピンセツト及び消毒薬ニ高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷三重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等	
70	7.3	意見内容に記載	3)7.3 人工呼吸 (1)人工呼吸の開始時間 (i)根拠 "遅くとも3分以内に人工呼吸を施さなければならな	原文のまま 感電事故が起きた時の一般的 な最低限の注意事項について

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
				1
			い。"を定める根拠はどこにあるのか。	記述した。
			(ii)時間の原点	
			いつの時点からか。感電が目撃されておれば、時間の原	心停止3分後で蘇生率は72%
			点は判る。	といわれている。
			(iii)要員	
			"人工呼吸法は酸欠則に基づく酸素欠乏等危険作業主任	
			者(技能講習を受講の上、認定試験に合格した者、あるいは	
			日本赤十字社の行う救急法の講習を終了して救急員適任証	
			を受けた者)が修得しているので"とある。	
			確かに、酸素欠乏等危険作業主任者の実技に、「救急蘇	
			生の方法」がある。この WES は作業指針である。したが	
			って、これを書くには、先ずは、この WES で、酸素欠乏	
			等危険作業主任者の配置を定めなければならない。	
71	7.4	 意見内容に記載	(1)酸素欠乏症の解説	原文のまま
' '		72.72.74 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	この規格は、電撃及び高周波ノイズから作業者を保護する	
			ための指針である。何故、酸素欠乏症の解説を行うのか。	電事故が起きた場合の一般的
			(2)要員	な最低限の注意事項について
			"要員によって行われるべきである。"と、何故、他人事	
			のように規定するのか。何度も記すように、この規格は、電	
			撃及び高周波ノイズから作業者を保護するための指針であ	
			る。したがって、先ずは、要員の配置から規定しなければな	
			らない。あるいは、心臓マッサージの定期的な講習も規定化	
			しなければならない。	

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No 頁・箇条・項・図表番号

		日本のページがギャフリナ	日次の核工がと声し用います	拝受
72	目次	目次のページがずれてしまっ	目次の修正が必要と思います。	*, * *
		ています		ページ番号を修正した。
73	共通	規格引用の際、規格番号の後に	(例:まえがきの最終行 WES 9009-6 熱・騒音及び振動 ←空	拝受
		空白を入れている場合とそう	白なし)	空白 を入れます。
		でない場合がありますが、意図		
		はありますか?		
74	3. 5	アーク溶接機の主回路(変圧	←「制御回路などを備え、溶接棒の操作に応じて」or「制御回路な	拝受
		器の入力回路又は出力回路)を	どを、備え溶接棒の操作に応じて」	句読点を追記します。
		制御する電磁接触器又は半導	前者であるなら句読点が必要です(後者であるならそのままで問	
		体素子, <u>制御</u>	題ありません)。	
		回路などを備え溶接棒の操作		
		に応じて, 通常, アーク溶接を		
		行うときだけアーク溶接機の		
		主回路を形成し、		
		それ以外のときには溶接棒と		
		被溶接物との間に発生する電		
		圧を低下させる機能を持つ		
		JIS C 9311 に規定さ		
		れた装置。		
75	3. 18	離脱電流の説明文がおかしく	修正が必要と思います。	拝受
		なっております。		人体に電流が流れる場合、不
				随電流以下で運動の自由を失

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
	1			
				わない最大限度の電流。

				わない最大限度の電流。 に修正
76		同上	人体に流れる電流が不随電流以下で運動の自由を失わない最大限度 の電流。	同上
77		人体抵抗の用語の定義では、R1 のみが人体抵抗である。	修正案:人体抵抗 R1 及び接触抵抗 R2, R3 は、	拝受 接触抵抗 R_1 及び R_3 並びに人体 抵抗値 R_2 は に修正
78	表 1	許容接触電圧"は最新版でない と思える。	例えば、WE-COM 5号に記載されている「許容接触電圧」の表に置き換える。	拝受 最新版に修正し、No.4 を追 記した。
79	注記	人体抵抗の用語の定義では、R1 のみが人体抵抗である。	人体抵抗 R1 及び接触抵抗 R2, R3 は、	拝受
80	5. 2	アーク溶接機 40℃の書き出 し位置がずれている。	字下げ調整	拝受
81	5. 2	抵抗溶接機に限定された環境 条件か?	標題を 「粉じんその他環境条件」 とする。	原文のまま 抵抗溶接機には汚染度3以上 が要求されていない。

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
				-
82	5.3 c)	ボールド文字が使われている。	通常の文字にする。	拝受
83 84 85	5.4 h) \(\begin{align*} \ \ i \end{align*} \) 5.5 c) 5.6.1	i)の条項内容がh)の条項の後半文書と重複している。 溶接作業時の後に"は"を追加 P8に「社内で保守点検,修理ができないときは,溶接機の製造業者と保守点検,修理について契約することが望ましい」とあるが、特定の契約行為を推奨するのは規格とし	h) 項の後半の文書「あるいはティグ溶接や・・・・・電極棒を交換する時は,」を削除	拝受 一部 拝受 契約は規格に適していないので、全体を情報として、注記に修正し、注記に移正し、注記に参しない場合は、溶接機の製造業者等と保守点検、修理の協議をしなければならない。とする。
	5.6.3. a)	て適当ではない。安全に的確な保守点検、修理を行うことを求めるべきで、製造業者との契約はその一手段にすぎない。また、「望ましい」という記載は要求事項ではない曖昧な表現であり、規格の記載表現として適当でない。		
86	5. 6. 3 a)	なお…の書き出し位置がずれ ている。		拝受 字下げ位置を修正した。

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
87	5. 6. 3 f)	「これに従って点検することが		拝受
		望ましい」も、要求事項ではな		これに従って点検しなければ
		い曖昧な表現である。		ならない。に修正する。
88	6 g)	プラズマ溶接機、切断機にも高	「ティグ溶接機」を削除	一部拝受
		周波発生装置が組み込まれて		対象電源を明確にするため
		おり、要件は同じ。		に、プラズマ溶接機及びプラ
				ズマ切断機を追記する。
89		"心臓マッサージ"という言	"心臓マッサージ(胸骨圧迫)"に変更したらどうか?	拝受
		葉が使用されている、最近は		
		「胸骨 圧迫」と		心臓マッサージを「心臓マッ
		いう言葉に置き換わっている。		サージ(胸骨圧迫)」に修正
				した。
90	7	動作を強要する「~なければな		拝受
		らない」との表現と、単に動作		
		を説明する表現「例: 冷水を注		
		いで冷やす」、動作(準備)を		
		推奨する表現「例:使えるよう		
		にしておく」が混在しています		
		が、意図的に表現を変えている		
		のでしょうか?本書が溶接規		
		格(応急処置の規格書ではな		
		い) であることを考えると、こ		
		この項目に関しては動作を説		
		明する表現にそろえてはと考		

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
		えます。		
91	7. 1	誤記	本文3行目、脈拍が触れない ⇒ 脈拍は振れない	拝受
				振れない に修正。
92		誤記	感電した患者	拝受
		感電者患者		感電者 に統一する。
93	7.1 c)	項目によって内容の濃い薄い	→他の項目と合わせると「感電による熱傷に対しては、患部を冷水	原文のまま
		があります(例:感電による熱	に漬けるか、氷のうなどを当てがい、急いで患部を冷やす。また、	
		傷に対しては、急いで患部を冷	衣服が燃えた場合は、衣服の上から冷水を注いで冷やす。」	重要なことは、患部を冷却す
		却し,痛みを和らげ炎症を軽減		ることであるので、具体例で
		することが最良の応急処置で		ある氷のう等は注記とする。
		ある。それには、患部を冷水に		
		漬けるか、氷のうなどを当てが		
		い,また,衣服が燃えた場合は,		
		衣服の上から冷水を注いで冷		
		やす。		
94	7.4	追加	文頭に"感電、酸素欠乏症では、…"と感電を追加	拝受
				感電及び酸素欠乏症
				に修正。

日本溶接協会規格案WES9009-4「溶接、熱切断及び関連作業における安全衛生第4部:電撃及び高周波ノイズ」に寄せられた意見に対する対応

No	頁・箇条・項・図表番号	意見	提案(修正案)	回答
95		P.10 の「7感電に対する対処」		拝受
		のうち、「7.2 救急用具と救助		
		手順」、「7.3 人工呼吸」、「7.4		感電した場合も同じ対応を取
		心臓マッサージ」には感電に対		るため、同上のように修正す
		する対処ではなく、酸欠災害へ		る。
		の対処が含まれており、本規格		
		の目的である「電撃及び高周波		
		ノイズから作業者を保護する		
		ための指針」ならびに、本章の		
		題目と一致していない。		